

財団法人墨田区文化振興財団に対する助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第6号

財団法人墨田区文化振興財団に対する助成に関する条例の一部を改正する条例

財団法人墨田区文化振興財団に対する助成に関する条例（平成 8 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益財団法人墨田区文化振興財団に対する助成に関する条例

第 1 条中「財団法人墨田区文化振興財団（平成 8 年 3 月 2 9 日に財団法人墨田区文化振興財団という名称で設立された法人をいう。以下）」を「公益財団法人墨田区文化振興財団（以下）」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。